

所在地・名称・電話番号を変更した場合

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

令和3年11月1日 提出 新宿区長あて	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒112-0003 ※届出時点での所在地・名称を記入してください。 文京区春日1-16-21										※市区町村ごとに異なります		
		名称(氏名)	株式会社 春日商事										係	経理係	
		代表者職氏名	新宿 太郎										担当者連絡先	氏名	新宿 花子
		法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	電話	03-3209-1234

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	令和3年10月1日
-------	-----------

事項	変更前(旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地(送付先)	〒160-0021 新宿区歌舞伎町1-4-1	〒112-0003 文京区春日1-16-21
フリガナ	シンジユクショウジ	カスガショウジ
名称	株式会社 新宿商事	株式会社 春日商事
電話番号	03-9999-9999 (内線)	03-3209-1234 (内線)

変更理由 (該当番号に○) ①. 事務所等移転 2. 送付先変更 ③. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】
7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()

統合・合併・分割後の指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統合・合併・分割される事業所	所在地	〒	—
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ		
			名称		
			電話番号		
			法人番号		
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。		特別徴収義務者指定番号		

① 所在地(送付先)、名称、電話番号に変更がある場合に提出してください。
⇒ 登記上の住所や代表者の変更については、新宿区へ届け出る必要はありません。ただし、法人格を有しない個人事業の代表者が変更された場合は提出が必要です。
※ 東京都や国への届け出が必要なものについては、別途各提出先へ提出してください。

② 法人格の取得や廃止、個人事業主の代表者変更の場合は、所在地・名称変更届出と併せて転勤の異動届も提出してください。
⇒ 法人格の取得や廃止、個人事業主の代表者変更は、特別徴収義務者の変更として扱うため、転勤の異動届も必要になります。